

平成30年4月19日

原子力規制委員会 殿

東海・大洗原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 栗崎 博

平成30年度保安検査実施方針について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物埋設施設に対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおり定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 改善活動の取組状況にかかる検査

職員の気付き等の情報を収集・評価し改善に繋げる活動、また自社及び他社等の不適合事象に対する不適合管理、是正処置及び予防処置等の改善活動が重要であることから、事業者の改善活動の取組状況について検査する。

(2) 埋設保全区域の管理等の実施状況にかかる検査

保全区域の特性を考慮した保守の計画が作成され、それを実施するための体制（手順書の作成等を含む）が構築され、それに基づく、巡視、点検、測定等の保全活動が実施されることが、保全段階にある廃棄物埋設施設においては重要であることからその実施状況を確認する。

(3) 外部事象発生時の体制の整備を含む異常事象等発生時の措置にかかる検査

異常事象等が発生した場合について、通報連絡、拡大防止対策等必要な措置が確実に行われるよう、体制、資器材、手順等が整備され、要員に対し教育・訓練が行われていることが重要であることからそれらの整備状況等について外部事象等に対する体制の整備状況を含め確認する。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

なし

3. 保安検査実施時期（期間）

(1) 第1四半期：5月上旬

(2) 第2四半期：9月上旬

(3) 第3四半期：12月上旬

(4) 第4四半期：3月上旬

以上